

### 3 東京・関東ブロックの組織再構築について



社)日本設備設計事務所協会(以降日設事協という)の会長が東京の尾島勳氏になり、専務理事が埼玉県の服部幸二氏になったことを受けて、現在日設事協の支部のない県に対して、支部の構築を依頼する内容です。7都県交流会(東京・関東ブロック)のなかで支部組織でないのは、東京都、神奈川県、群馬県、千葉県の4団体です。支部である県は栃木県、茨城県、埼玉県の3団体です。

#### 支部構築に対する留意点

旧日本設備設計事務所協会連合会の場合は正会員が地区協会でした。しかし、(社)旧日本設備設計家協会の定款変更(第36条)により民法上の社員(正会員)が家(個人)から事務所に変更し、地区協会と同じ事務所が正会員になりました。同じ事務所が正会員ですが、日設事協と地区協会(例、千葉県設備設計事務所協会)はそれぞれ独立した団体です。ですから、日設事協の支部と地区協会(会員から会費を集め、総会により自決する)とは別々の団体になります。支部規定第3条支部は、都道府県に存在する日設事協の会員をもって構成する。つまり、千葉県内において日設事協の会員(日設事協に会費を支払う)が支部をつくる形になります。地区協会の会員が支部をつくるのではありません。地区協会に加入していない場合でも、日設事協に加入している事務所もあります。また、地区協会に加入して、日設事協に加入していない事務所もあります。正会員が同じ事務所なのでどちらに加入するかはその事務所の自由であるといえます。現状では日設事協と地区協会が会員獲得のために、双方がその役割を誠実に遂行し、魅力のあるものにし、切磋琢磨する存在として現在にいたりしました。

支部規定第22条 支部組織が未設立の地区にあつては、当該地区における設備設計事務所協会(以下、「地区協会」という)の同意により、本会事務の委託を行うことができる。となっています。ここでまず問題になるのは会費¥20,000円/人(平成18年度から¥25,000円から下がる)の支払いです。

例えば、支部と地区協会の2枚看板を持つ栃木県、茨城県、埼玉県は地区協会 会費の中から捻出しています。地区協会の全員が日設事協に会費を納めている形になります。これが「同意により、本会事務の委託」ということです。

しかし、旧日本設備設計事務所協会連合会の場合は正会員が地区協会でしたから地区協会がまとめて支払うのは当然です。千葉県は3つの理由により日設事協成立から3年間ぐらいまでおこなっていた事務委託の同意を中止しました。そのおおきな理由は次です。

- ①日設事協に加入と会費はその事務所の自由な考えでおこなう。地区協会がお願いはしても強制や束縛まではできない。
- ②地区協会の会費から日設事協に会費を納めたら地区協会自体の活動ができない。
- ③地区協会 会費を上げることは困難であつた。

参考地区協会として47都道府県中加入22件、未加入25件であり、東京都、大阪府とも未加入です。加入率47%です

## 埼玉大会ダイジェスト

### 議事

- 1 建築士法改正に伴う建築制度の変更に対する諸問題について
- 2 (社)日本設備設計事務所協会の体制について
- 3 東京・関東ブロックの組織再構築について
- 4 「政研会」について
- 5 各県の活動状況などについて (割愛します)
- 6 設備設計共同組合設立について (割愛します)
- 7 次回開催について 東京都 (秋) 1
- 8 その他

### 2 (社)日本設備設計事務所協会の体制について

(社)日本設備設計事務所協会の会長が(社)大阪建築設備設計事務所協会の福西輝男氏から(社)東京都設備設計事務所協会の尾島勳氏になりました。尚同協会の副会長に山口和明氏(新潟県)、西田能行氏(鹿児島県)、専務理事は服部幸二氏が選出された。

会長が大阪から東京となり、国土交通省との関係も改善すると考えられます。皆様の応援よろしくお願いいたしますとのことです。



### 4 政研会(全国設備政治研究会)の解散

平成19年度全国設備政治研究会総会(平成19年6月15日(金)、東京八重洲ビジネスセンター会議室において政研会役員および都道府県協会代表者出席により、議案①会計処理、②当会の存続または解散について協議がおこなわれました。

今回の士法改正内容が、当初の目的である建築設備士の明確な位置付けにいたらなかったことで、会としてある程度一段落が付いたことを主な理由として、存続または解散についての採決をとった結果、政研会の解散が決定しました。

政研会(全国設備政治研究会)とは  
●昭和58年5月建築士法の改正により建築設備技術者の法的資格制度がはじまり、その制度は「建築士から意見を求められた場合は、単にアドバイスする」のみです。しかし、建築物の大規模化、高度化のなかで設備設計の必要性・重大性は増しています。建築設備士の法的資格の向上、確立のため尽力されている国会議員の政治活動を後押しする目的で設立されました。

## 7都県交流会

(東京・関東ブロック)

### 会議報告

午後3時19分(土)、午後12時から  
主催者の挨拶、議長におなじ  
主催者の挨拶、議長におなじ  
この7都県交流会は自由で活発な意見交  
換の場であり、議事録著名人の選出は、今  
の埼玉大会でも平流会以来、見  
りもなせん。効率的結果を急いで出すこ  
こりも大々的。見事な結果を急いで出すこ  
は活発な意見が出され、本質を明確に  
示してはいるといえます。この会議の  
会場は大宮ソニックセンター31Fテ  
ックスカイルームで開催されました。  
出席者は(東京)阿部西、(茨城)菊池  
那須(栃木)関侯、(群馬)坂田、  
羽鳥(千葉)小後、(千葉)森田、  
井(埼玉)服部、(神奈川)富田、  
及川、(佐藤)竹馬、(富田)栗木、  
藤原、(森田)今

### 1 建築士法改正に伴う建築制度の変更に対する問題について

平成19年6月20日施行の改正建築基準法で、今後設備設計事務所がどう対処するか検討を要する諸問題について記述します。

建築基準法18条の3の規定に基づく確認審査などに関する指針において、確認申請等に添付すべき図書および明示すべき事項が拡充されました。

#### 1. 確認申請図書の作成を担当した設計者の明確化

確認申請書の建築計画概要・完了検査申請書等の「設計者」欄について、各設計者の責任を明確化するために様式上、構造設計や設備設計者など全員の氏名など記載することになりました。確認申請正本には設計者の記名および捺印が必要になります。従来通り「建築設備に関し意見を聴いた者」(建築設備士)および工事監理者欄にも、同様に全員の氏名を記載することになりました。さらに、意見を聞いた者が細かくなり、「代表となる建築設備の意見を聴いた者」、「その他の建築設備の設計に関して意見を聴いた者」など、複数の設計関係者を明記することができるようになっていきます。

#### 2. 確認申請の審査期間の変更

- 従来の検査期間21日間が35日間に変更

参考資料「(社)東京都設備設計事務所協会」明野徳夫氏